

情報開示で意図的な非開示 “保護課が謝罪”

Aさんは、保護利用中に交通事故にあい保険金が給付されたため、保護を一旦廃止していました。しかし、生活が苦しくなったために再度保護を利用しています。

Aさんの“保護費返還”について、詳細を調べるために北九州市の情報公開条例を活用し、小倉北福祉事務所の保護課が作成した“ケース記録”などの開示を求めました。

「保護開始日から現在まで」の開示を求めていましたが、保護課は、保護を再利用したのちの文書しか開示しませんでした。

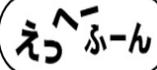
小倉生健会が保護課長に“保護開始日”からの開示を再度求めたところ、保護課長は「再開日を保護開始日と判断した。問題ない」と

言い張りました。

そこで、文書開示を所管する“文書館”に、「文書館には責任はないが、保護課の対応は意図的で許せない。文書館として保護課に請求どうり開示するよう伝えるべきだ。開示されなければ市長に“審査請求”する」と伝えました。

すると数時間後、文書館から「保護課は追加開示します」と電話があり、その直後に保護課長から「申し訳ありませんでした」と電話がありました。

不適正な行政には、主権者として毅然と闘うことの重要性を再認識しました。



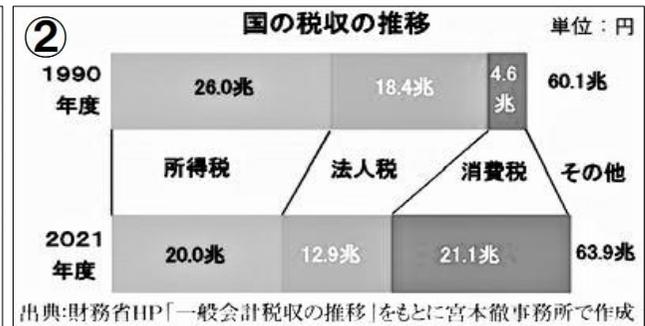
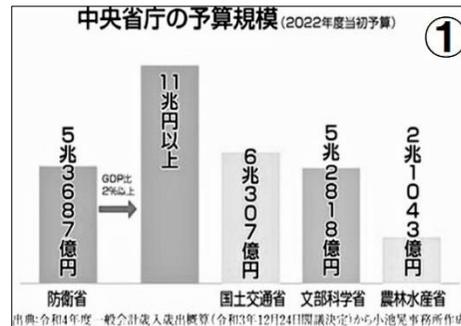
「参議選」あなたの選択で政治が変わる

図①自民党が「軍事費（防衛費）を2倍にする」と主張。その額は、道路・輸送・災害・建築・教育・科学・農業・林業・水産などの予算と比べると、とてつもない額だと分かります。

図②「消費税は小さく生んで大きく育てる」が基本です。富裕層の所得税と大企業の法人税が

減り、消費税が大幅に増大しています。消費税は原則、消費者である国民が負担し、大企業には“戻り消費税”まである不公平税制です。

図③企業規模が大きくなるほど法人税率が低下し、中小企業の税率より大企業の方が低いとは常識では考えられません。図は、「しんぶん赤旗」より



図④諸外国では、物価も上がっていますが、それ以上に名目賃金が上がっています。

一方、日本はその逆です。日本の政治のお粗末さを痛感できます。

参議選、あなたの選択で政治を変えましょう。



「住民税非課税」世帯について

今年の春、住民税非課税世帯に10万円の給付が実施されました。「私は非課税世帯ですか？」との相談が多く寄せられました。

北九州市では毎年6月1日に「市県民税通知書」が郵送されます。「通知書」が来れば課税世帯、来なければ非課税世帯です。

住民税非課税世帯の基準は、各自治体によって異なります。計算も複雑です。北九州市の住民税は、“QRコード”で入手し、自動で計算をすることができます。



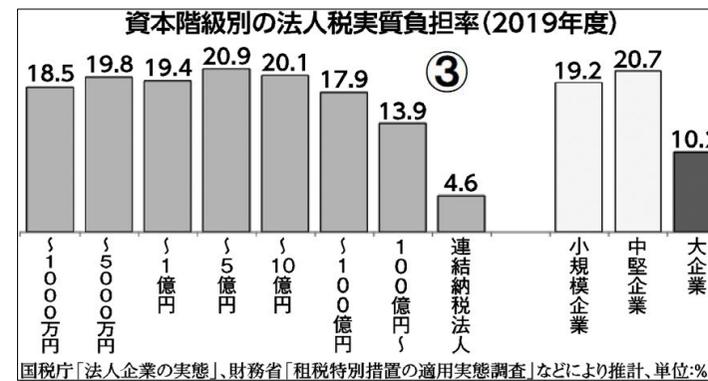
住民税には前年の所得金額を基に計算される所得割と、均等に税金が課される均等割

の2つがあります。均等割が非課税の場合は所得割も非課税になります。家族全員が非課税の場合、住民税非課税世帯になります。

非課税世帯になれば、国民年金や国民健康保険料、高額医療費や介護保険料の負担が軽減されるほか、2歳未満児の保育料無償や高等教育の修学支援制度などを利用できます。

区役所の税務課の窓口で、身分証明書（免許証・健康保険証・マイナンバーカード）があれば、無料で課税額を教えてください。

<問合せ先>
小倉北区役所の市民税課 : 093-582-3360
小倉南区役所の税務課 : 093-951-0043



国	名目賃金	物価
韓国	292	192
アメリカ	223	170
イギリス	208	164
フランス	164	139
ドイツ	164	141
イタリア	157	154
日本	96	104

※1995年の水準を100とした場合の2020年の水準。ニッセイ基礎研究所作成のグラフをもとに作成

3つの貧困関係「相談会」小倉生健会も参加

コロナ・物価高騰で、生きていくことが大変な今日。小倉生健会は3つの「相談会」に参加しています。

奇数月に開催される北九州「生活保護110番」は、毎回チラシを配布し、マスコミが取り上げてくれると相談数が急増します。

偶数月に開催されているのが「コロナ相談会」。0120の無料電話で全国一斉です。



「生活保護110番」を報じるKBCテレビ半年に1度開かれている北九州「コロナ支援村」は、全労連系や連合系の労働組合や、社保協、部落解放同盟、社民党、弁護士、新日本婦人の会などと共に参加しています。

<ユーチューブ番組>

「生活保護」で、エアコンはOKでも自動車はダメ？元受給者と考える最低生活

生活保護利用者は、自動車の保有は例外的にしか認められていません。

そのため、保護利用の大きな支障になっています。

番組では、自動車保有の弊害を語ります。スマホやPCで番組を覗いてみませんか。



生活保護引き下げ違法

東京地裁 取り消し命令 全国3例目



記者会見する弁護士
24日、司法記者クラブ

整による引き下げが「広く不利益を生じさせ、影響は重大」だと指摘。そのうえで「デフレ調整の判断は必要性、相当性の両面で合理性を欠いている」と結論付けました。

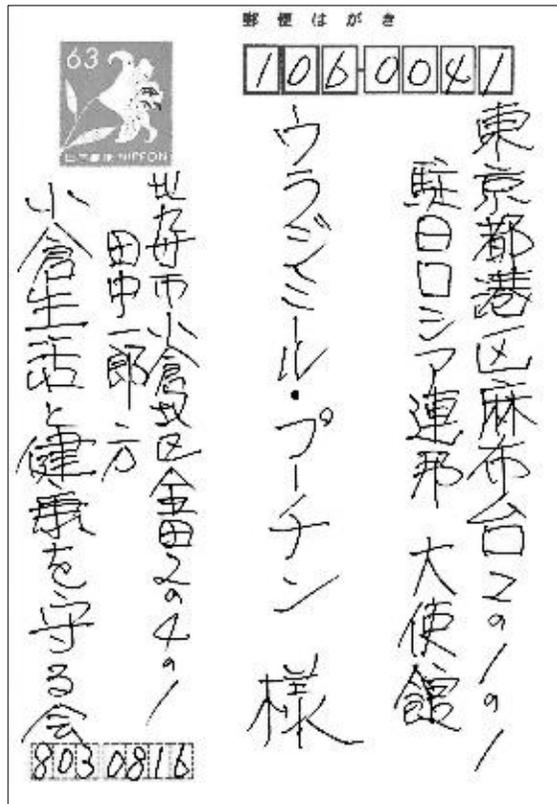
判決後の会見で、原告の男性(46)「葛飾区」は「この間、生活苦はずっと続いた。食事は一日に1〜2回。歯を食いしばってきた。感無量です」と語りました。

弁護団長の宇都宮健児弁護士は「原告の主張が認められた大変画期的な判決」と評価しました。

1000人超の原告が29都道府県で同様の訴訟を提起。引き下げを取り消す判決は、昨年2月の大阪地裁と今年5月の熊本地裁に続き、3例目。

国が2013年から生活保護基準を引き下げたのは生存権を保障する憲法に違反するなどとして、東京都内の保護利用者が国や自治体を相手取り、引き下げ処分の取り消しを求めた訴訟(このうち2例で裁判)の判

清水裁判長は、デフレ調



(1)

(2)
(3)